

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【イギリス・販売規制】

○旅行保険を販売する旅行代理店の監督をめぐる動向

財務省、国税庁、FSA などに対して強制力を持つ下院の財務委員会は、2月25日に旅行保険とその規制に関する報告書を発表した。この報告書をきっかけに、旅行代理店が販売するツアーに付随した旅行保険を、金融サービス機構（FSA）の監督下に置くか否かが論争となっている。イギリスでは、保険販売はFSAの監督下にあるが、例外的に旅行代理店などが販売する、旅行ツアーに付随した旅行保険はツアーの一部であり、FSAの監督外であると、2003年に財務省が定めている。

報告書は、イギリスでは、休暇で海外旅行する約4,200万人のうち、約2,000万人が旅行保険を付保し、その約半分が、旅行代理店などでツアーに付随した旅行保険を購入していると分析している。次に、ツアーに付随した旅行保険は、テロによる傷害などが免責となっているなど、補償内容が多く契約者のニーズに合致していないにもかかわらず、旅行代理店による商品説明は不十分で、免責条項も小さい字で契約書に記載されていると指摘している。さらに、ツアーに付随した旅行保険に関する紛争は、金融オンブズマンサービス（FOS）による紛争解決支援の対象外であること指摘し、これらの問題を解決するために、すべての旅行保険がFSAの監督下に置かれ、FOSの紛争解決支援の対象となることが望ましいと総括している。さらに報告書では、ツアーに付随した旅行保険をFSAの監督下に置いた場合、旅行代理店などの保険販売コストは契約1件当たり2.5ポイント増えるとしている。

保険代理店、ブローカーの協会である、イギリス保険ブローカー協会（BIBA）は以前より、旅行代理店による旅行保険販売には問題が多く、保険の監督機関であるFSAがすべての保険販売を監督することが当然である、と主張している。2月22日には、97%の消費者が旅行代理店による旅行保険の商品説明は不十分と思っている、という独自の調査結果を発表して、以前からの主張を強調した。

一方、旅行代理店の協会であるイギリス旅行代理店協会（ABTA）は、プレスリリースで、FSAの監督下では保険販売コストが増大するため、旅行保険販売を断念する旅行代理店が出て、多くのツアー客が保険なしで旅行することになりかねないと述べ、ツアーに付随した旅行保険がFSAに監督されることに強い反発を見せている。

保険会社の協会である英国保険協会（ABI）も、ABTAと同様に、コスト面から旅行保険すべてをFSAの監督下に置くことには反対している。さらに、契約者は補償内容を理解して旅行保険に加入しており、今後ツアーに付随した旅行保険に関する紛争をFOSで取り扱われるようにするだけで、契約者保護が図られるとしている。

現段階では、論争には結論は出ていないが、欧州の旅行代理店大手のトマス・クックは、既にFSAの監督・規制に従う準備があることを表明している。

（Financial Times 2007.3.3、財務委員会プレスリリース 2007.2.25 ほか）

【イギリス・販売規制】

○FSA が支払保証保険の不公平な販売を問題視

金融機関と消費者の紛争解決機関である金融オンブズマンサービス（FOS）には、支払保証保険（payment protection insurance : PPI）に関する消費者からの苦情が多く寄せられている。PPI は、借り手が、病気や失業等のために住宅ローンやクレジットカードローンの支払いを行うことができなくなったときに、返済額を補償する保険である。しかし、免責事項等、保険商品の内容が十分に消費者に理解されないままに、銀行や貸金業者によって、販売・勧誘が行われているという実態があり、消費者が期待していたとおりに保険金が支払われず、苦情となる例が多発している。FOS によると、PPI に関する苦情は、保険金請求が否定されたことに対して寄せられており、そのうち 30 - 40%程度が消費者に有利な状態で終了している。この分野で、消費者側の勝利が続いている理由は、多くの PPI を販売する金融機関が、不適切な販売行為を防ぐために義務付けられている重要事項の説明書を提供していないことである。

金融サービス機構（FSA）は、PPI の販売に関して、消費者を不公正に扱ったとして、これまでに 156 万ポンド⁶の罰金を課している。特に金額が大きかったのは、クレジットカード等に付帯して PPI を販売している GE キャピタルバンクの 61 万ポンド⁶である。この罰金は、消費者が保険商品の内容を十分に理解した上で契約することを確保するために FSA が 2005 年に導入した販売ルールに沿った手続を、同社が整備しておらず、スタッフがルールを遵守していないことに対するものである。

(Insurance Regulation & Accounting 2007.3、Financial Times 2007.3.17)

【ドイツ・市場動向】

○2006 年のドイツ保険市場の成長は 2.3%、2007 年は 1%程度を予想

ドイツ保険協会（GDV）は、2007 年 3 月 15 日、会員保険会社 454 社（市場の約 97%）の保険事業の 2006 年確定数字を公表し、それによると、保険料収入は、生命保険事業、医療保険事業および損害保険事業合計で 1,616 億ユーロ、2.3%増となった。

年金含む生命保険事業は、掛金助成や税制優遇措置が適用されるリースター年金の導入および税制改正の効果等により 783 億ユーロ、4.1%増となり、また、医療保険事業も前年比 4.0%増の 284 億ユーロを記録した。

一方、損害保険事業は、厳しい価格競争の影響等もあり、収入保険料は、自動車保険が 3.8%減の 212 億ユーロ、財産保険が 0.8%増の 143 億ユーロ、賠償責任保険が 0.5%増の 68 億ユーロなど、保険種目合計で前年比 0.9%減の 549 億ユーロとなった。その中で、損害保険の種目合計の支払保険金は、前年比 0.5%増の 398 億ユーロであった。また、コンバインド・レシオは、自動車保険は 95%から 99%に、財産保険は 88%から 91%に悪化した。賠償責任保険は 86%となり、種目全体のコンバインド・レシオは 93%（2005 年は 90.8%）と若干上昇したものの、事業利益は 39 億ユーロと一定の水準を確保した。

GDV は、2007 年の収入保険料の見通しも発表し、それによると生命保険は 2%増、

医療保険は3%増、損害保険は1%減で、保険事業全体で1%増を予測している。

(GDV プレスリリース 2007.3.15)

【フランス・M&A】

○AXA、韓国で1位の直販自動車保険会社の教保自動車保険を買収

AXAは、2007年3月15日、韓国の直販自動車保険1位の(株)教保自動車保険(Kyobo Auto Insurance Co. Ltd. : 以下「教保自動車」)の75%の株式取得について、親会社で韓国3位(2005年)の生命保険会社の教保生命と合意に達したと発表した。

教保自動車は、2001年に設立され、契約者数80万人以上、収入保険料3,460億ウォン、韓国の直販自動車保険で1位の30%以上のマーケットシェアを有する会社である。教保自動車の買収価格は公表されていないが、各種報道によると905億ウォンから1,000億ウォンと見込まれ、2006年3月の教保生命の保有株式簿価520億ウォンを大きく上回る。

韓国の直販は、5年間で個人自動車保険市場の12%に達し、安定的に成長してきたが、最近、韓国の自動車保険市場は、価格競争が激しく、損害率は1年前の77%から12月末は79.3%に悪化したといわれている。

AXAは、1995年に生命保険会社の50%株式の買収により、韓国市場に参入したが、2001年に市場環境の悪化を理由に撤退した。AXAは、教保自動車の買収は、アジアで最も成長が早く、また発展した市場の一つである韓国の直販損害保険市場への参入の好機であり、アジアでの損害保険事業拡大の重要な戦略の一環と位置づけている。

(AXA プレスリリース 2007.3.15、ロイター2007.3.16 その他)

【EU・金融教育】

○消費者への金融教育に関する会議

EC委員会は、2007年3月、金融教育に関する情報交換を目的とした会議を開催する。経済協力開発機構(OECD)では、現在金融教育プロジェクトが進められており、これまでに2度国際会議を開催しているが、EUレベルではこれが初めてである。

EC委員会は、2007年2月8日、消費者に高品質な金融教育を行う必要性への認識を高めることを目的として、金融能力の増進(Increasing Financial Capability)に関する会議を2007年3月28日にブリュッセルで開催すると発表した。EC委員会は、プレスリリースで、EUの消費者・投資家が、例えば子供の教育費の計画を立て、負債を管理し、保険による十分な補償を確保し、退職後のための貯蓄を行うといった重要な決定を行う際に必要となる金融の知識を確実に身につけるために、金融教育は、きわめて重要な役割を果たすと述べている。会議では、金融の規制監督者、消費者関連組織、学者、業界団体等、多方面の関係者により発表が行われる。

(OECD ウェブサイト、EU プレスリリース 2007.2.8)

金融・保険市場における動向（米国）

【市場動向】

○米政府は医療保険加入者増加に向けた計画を発表

ブッシュ大統領は、民間の医療保険に加入できる人を増やすための計画を発表した。米国には、保険に加入できない人々がおよそ 4,700 万人おり、医療保険料の控除制度の見直しによる税制優遇措置により、税金負担の軽減を図ることで加入を促すものである。

米国には、国民皆医療保険が無く、医療費の値上がりは賃金上昇率の 2 倍以上にも早くなっている。その結果、保険料も非常に高くなっており、平均的な家庭における保険料負担は 11,500 ドルと推定されている。控除方法は、個人加入の場合も企業を通じて加入する場合も一律、家族の場合は年間 15,000 ドル、独身の場合は年間 7,500 ドルの課税控除を行うもので、2009 年からの実施を目指す。これにより、政府の税収は初年度 400 億ドル減少するが、連邦による新受給資格の創設や税率のアップは行わない予定。すでに、いくつかの州では独自に医療保険未加入者の削減に取り組んでいる。例えばカリフォルニア州のアーノルドシュワルツネッガー知事は、650 万人の未加入者に対して 120 億ドルの予算を投じるプランを発表している。

(Business Insurance 2007.1.29、Washington Post 2007.1.25)

【市場動向】

○フロリダ州知事は、ホームオーナーズ保険料率抑制を目的とした新法律に署名

フロリダ州知事は、保険会社による保険契約解除や保険料率引き上げを 90 日間凍結する法案を可決した。この法案により、民間保険会社はフロリダハリケーン災害備金から低廉な再保険を購入することや、州の設立したシチズンズプロパティ保険会社による民間保険会社との競争が可能になった。また、保険料率引上げは遡及して凍結されるため、保険会社は取りすぎた保険料を返還することや、ハリケーンシーズン中には 90 日以内に保険金を支払うことが含まれる。

シチズンズプロパティ保険会社は、民間保険会社から保険を購入することができない消費者を救済するため、フロリダ州により設立されたが、既に 130 万件の契約を保有する州最大の保険会社となっている。契約者 90 万人は、風災以外に盗難・火災等も担保する包括契約に加入しているが、残る 40 万人は風災のみ加入している。このうち、11.8 万人は、民間保険会社で火災や盗難保険を別証券にて付保しているが、残る契約者 28.2 万人に対しても、風災以外の商品を単品で従来比 10%安く販売することが承認されたため、補償を提供することが可能となった。

(Business Insurance 2007.1.29、Best Week 2007.3.19 ほか)

【市場動向】

○ハリケーンカトリーナによる洪水損害対応についての批判

2005年8月にニューオーリンズの街を水没させたハリケーンカトリーナは、他の多くの州にも被害を及ぼした。ミシシッピ州では、保険会社が、風災と洪水の両方の被害に遭った数千もの家屋について、洪水は約款上免責であるとして保険金の支払いを行わなかったため、多くの契約者から提訴され、問題になっている。争いになっているのは、ホームオーナーズ保険の多くが風災による損害は補償しているのに、洪水による損害は補償対象外としているため、家屋が消滅して被害が風災と洪水のどちらの原因によるものなのか分からない場合や、風災と洪水が複合的に損害をひき起こした時には免責となるのか、あるいは風災による損害の割合分を算出すべきなのかといった点や、代理店による契約時の補償範囲の説明が不十分であった場合などである。

なお、多くのホームオーナーズ保険が洪水による損害をカバーしていないのは、政府洪水保険プログラムがあるためであるが、保険会社のアジャスターは、政府洪水保険プログラムの損害調査も任されているため、損害を洪水によるものと恣意的に判定し、政府洪水保険プログラムに保険会社の損害分を転嫁しているとの批判も起きている。

(National Underwriter 2007.2.12、The Wall Street Journal 2007.1.24)

【IT動向】

○米国における保険詐欺防止ソフトの開発

保険情報協会 (I.I.I.) によると、2004年の保険詐欺による被害額（損害保険）は、年間約300億に達し、この額は損害調査費用を含む総損害額の1割に達するという。

米国では、詐欺の形態が二つに分類されて説明されることが多い。一つは、故意に保険事故を起こして保険金を騙し取る「ハード」な詐欺と、もう一つは例えば、泥棒に盗まれた被害品目や額を水増し請求したりする事例のように、保険金の請求原因自体は正当であるが金額を誇張したりする「ソフト」な詐欺である。ソフト詐欺には、自動車保険料を少なくしようとして、走行距離を少なめに申告したり、駐車場所を偽って保険申し込みを行ったりする場合なども含まれる。

National Underwriter 誌によると、このようなソフト詐欺被害の方がハード詐欺より、件数でも合計金額でも多いという。米国では、こうしたソフト詐欺は契約申込みの段階でチェックをかける方が管理面や被害の明確化のために有効であると考えられる保険会社も増えており、このため、保険契約申込書の記入内容のチェックを行う検証ソフトの開発に力が入られるようになってきている。例えば申込者の住所を社会保障番号と照合する、車検履歴、車体番号、車体損傷データと照合する、申告されていない家族運転者を調べる、保険料の誤りを正す、といった具合に使われている。

(Insurance Information Institute ウェブサイト、National Underwriter 2007.2.5)

金融・保険市場における動向（アジア）

【韓国・自動車保険】

○自動車保険の特約統廃合計画策定を指示

監督機関の金融監督院（以下「金監院」）は損害保険会社 15 社の 2007 年 2 月現在販売されている 881 種類（1 社平均約 59 種類、最少 22～最多 104 種類）にのぼる自動車保険の特約を調査した。その結果を踏まえ、各社が全特約を再検討し、実効性の乏しい特約や不合理な特約の統廃合計画を 2007 年 4 月までに金監院に報告するよう指示した。金監院は、次のような問題のある特約の例をあげている。

- ・ 加入率が極めて低く、保険金支払事例もなく、実効性の乏しい特約の例では、結婚式当日に本人あるいは結婚相手が自動車事故を起こし、結婚式を取り止めた場合に 500 万ウォン支払う内容で、2 年間の累計販売件数は僅か 115 件で保険金支払実績もなし。
- ・ 原因確認が困難で、モラルリスクを誘発し易い特約の例では、自動車事故で積載ゴルフ用品が破損した時に最高 500 万ウォン支払い、ゴルフ場の予約取消に 20 万ウォン支払う内容で、自動車事故による破損かどうか、あるいは予約取消の必然性、の確認が困難。
- ・ 同じ特約で異なる支払基準があり、契約者に混乱を招き紛争を誘発し易い特約の例では、通常の自動車保険は入院時 6 人部屋の費用しか支払わないが、特約で 1～2 人部屋の費用を支払う内容だが、拡大型特約は 1～2 人いずれでも支払うが、普通型特約では 2 人部屋のみ支払い、1 人部屋は支払対象外となる。
- ・ 保険金支払基準が曖昧あるいは過度に制限的で紛争を誘発し易い特約の例では、週末または休日の事故で、死亡・重度後遺障害の場合に 1,500 万～2 億ウォンを上乗せ支払い。

金監院は、特約が多すぎ、契約者が内容を分からず保険金請求しない、あるいは保険会社も支払対象かどうかを確認できず、未払いになる可能性が高い点を問題視。他社が販売すると、無分別に追随販売する状況が問題の背景にあると指摘している。

（金監院ウェブサイト「政策ニュース」2007.2.21、保険日報 2007.2.21 他）

【中国・韓国資本現地法人認可】

○韓国現代海上の北京現地法人設立を認可

韓国損害保険業界第 2 位の現代海上火災は、北京で 100%出資の現地法人設立認可を中国保険監督管理委員会から取得した。資本金は 2 億元で、4 月から企業物件を手始めに営業を開始し、将来的には現代自動車との協力関係の下で、自動車保険市場にも進出したいとのこと。首都北京での外国損害保険会社の現地法人認可は初めてであり、中国全土でも、現地法人としては、上海での韓国の三星火災、大連での損保ジャパンに次ぎ 3 番目となる。

（Asia Insurance Review

ウェブサイト 2007.2.28、韓国経済新聞 HanKyung.com ウェブサイト 2007.2.15 他）

【マレーシア・保険規制】

○保険会社に対する新たな規制の枠組を導入

マレーシアの中央銀行であるバンク・ネガラ・マレーシア (Bank Negara Malaysia) は、保険会社に対する新たな規制の枠組を導入する予定で、現在策定作業を進めている。

バンク・ネガラ・マレーシア副総裁によれば、既存の規制は、過度に詳細を規定したのものになっているが、新たな規制では、守るべき指針を大枠で規定するものとし、また、よりリスク・ベースの資本規制へと変更される。

また、健全なコーポレート・ガバナンスとリスク管理を実践している保険会社に対しては、より自由な事業活動を可能とすべく、柔軟で効率的な規制を行う。これらによって、消費者からのより高い信頼を確保し、ひいてはマレーシア経済の発展に貢献する内容とする予定である。

(Asia Insurance Review 2007.3、Bank Negara Malaysia ウェブサイト)

【タイ・保険規制】

○商務省保険局が単独の保険規制監督機関として独立

タイの内閣は、商務省保険局が単独の保険規制監督機関として、商務省から独立することを承認した。タイの国会である国家立法会議の承認を得た上で、2007年4月に新組織が設立される。新組織は、旧商務省保険局のメンバーにより運営される。

商務省長官は、保険規制監督機関を独立した組織にすることにより、保険会社および消費者に対して、より効果的なサービスが提供できるとしている。また、国際社会では、独立した保険規制監督機関が存在するのは一般的であり、組織の透明性が増し、保険規制監督の国際的な水準を引き上げることになるとしている。

(Asia Insurance Review eWeekly news 2007.2.26 ほか)

○保険会社のキャッシュフローを監視

タイの商務省保険局は、すべての保険会社のキャッシュフローを調査しており、基準を満たさない保険会社の営業免許は取り消される。

保険局長によると、保険局はすべての損害保険会社および生命保険会社の財務状況の検査を、2007年第1四半期中に完了し、既にブラックリストに載っている2社に対しては、営業免許の取消の可否を検討する。

タイの保険業界は、2007年は保険料規模で10-15%の成長が見込まれているが、一方で資金の流動性に不安を抱えた保険会社も多く、消費者の不利益に繋がる懸念がある。そのため保険局は、消費者保護の観点から、保険会社のキャッシュフローおよび保険金支払状況の精査を行っている。

(Asia Insurance Review eWeekly news 2007.1.29)